

食品衛生トピックス 《2015/02/25》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

輸入時のモニタリング検査の結果、パラグアイ産生鮮チアシードからアフラトキシンが検出されたことを踏まえ、パラグアイ産チアシード及びその加工品については、検査命令の対象となりました。

検査命令日：平成27年2月24日

対象国：パラグアイ

対象品目：チアシード及びその加工品（チアシードが30%以上含有するものに限る。）

検査項目：アフラトキシン

【 アフラトキシン 】

発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属の真菌により生産される）の一種

【 違反の内容 】

品名：生鮮チアシード

輸入者：〇〇 株式会社

輸出者：ALQUIMIA S. A.

届出数量及び重量：1,040 バッグ、26.02 トン

検査結果：アフラトキシン 36 μ g/kg 検出（基準：付着してはならない）

届出先：大阪検疫所

日本への到着年月日：平成27年1月27日

違反確定日：平成27年2月20日

貨物の措置状況：全量保管中

輸入時の自主検査の結果、イラン産ピスタチオナッツを原料として製造されたピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンが検出されたことを踏まえ、ピスタチオナッツ加工品については、原産国の確認を行い、イラン産ピスタチオナッツが 30%以上含有する加工品については、検査命令の対象となること。

検査命令日：平成27年2月24日

対象国：イラン

対象品目：ピスタチオナッツ及びイラン産ピスタチオナッツを30%以上含有する加工品

検査項目：アフラトキシン

【 違反の内容 】

品名：いったピスタチオナッツ

輸入者：株式会社 ○○○○○

輸出者：GHOLAM HOSSEIN NOFERESTI COMMERCE

届出数量及び重量：167 カートン、2.00 トン

検査結果：アフラトキシン 25 μ g/kg 検出（基準：含有してはならない）

届出先：東京検疫所

日本への到着年月日：平成 27 年 2 月 5 日

違反確定日：平成 27 年 2 月 20 日

貨物の措置状況：全量保管中